

魚沼市地域計画を推進する農業未来創造事業の事業メニューの紹介

魚沼市では、”10年後の農業のあるべき姿（農地利用のあり方）”を創造する「魚沼市地域計画」を立案するため、令和5年度から意向調査や市内9地区においての話し合い等を実施してきており、本年3月に策定しました。この計画は皆様との協議のもと、毎年見直しを行うこととしていますが、地域計画の推進と実効性を担保するため、既に実施している事業の再編・拡充や新たな補助事業の創設等を一つのパッケージ事業とした「魚沼市農業未来創造事業」を令和7年度より実施いたします。

令和7年4月 魚沼市産業経済部農政課

魚沼市農業未来創造事業の体系

営農継続支援対策

- ★国県助成発展支援事業
- ★農業用機械設備導入事業
- ★農業用パイプハウス導入事業
- ★園芸・果樹用機械設備導入事業
- ★農業用業務車両等導入事業
- ★スマート農業機器導入事業
- ★受託地代助成事業
- ★遠距離通作水田受託支援事業
- ★狭小水田受託支援事業
- ★水稻中間管理再委託支援事業
- ★担い手支援・地域総応援団設立活動支援事業
- ★外国人農業人材受入支援事業
- ★スマート農業技術導入事業
- ★ブランド創出・販路拡大支援事業
- ★農業継続支援利子補給事業
- ★小規模農地基盤整備事業
- ★環境保全型農業直接支払交付金
- ★研修の場設置・参加支援事業
- ★組織化・会社化支援事業

新規就農支援対策

- ★農業次世代人材投資資金
- ★経営発展支援事業
- ★新規就農者支援事業
- ★定年帰農者等支援事業
- ★UIJターン新規雇用支援事業
- ★新規参入者経営安定資金利子補給金

農村集落維持支援対策

- ★多面的機能支払交付金
- ★中山間地域等直接支払交付金
- ★高付加価値作物等生産・販売支援事業
- ★鳥獣被害防止対策事業
- ★有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業
- ★獣害対策電気柵等整備事業
- ★原材料支給事業
- ★景観作物植栽事業

以下に示す表は、魚沼市農業未来創造事業において実施できる事業を利用目的に沿ってまとめたものです。スペースの関係から事業要件等も概略での記載となっています。事業実施をお考えになる場合は、必ず事前に市農政課に照会いただき、事業の詳細などについて確認いただきますようお願いします。

下記の表中、国県補助事業については事業内容が変更等される場合もありますのでご留意いただきますようお願いいたします。

新規事業や留意事項は赤字で示してあります。

区分	NO	利用目的	対象作物等	補助区分	対象者	補助率	補助上限額	市の事業名	摘要
営農継続支援	1	高い補助率等で機械・施設を導入したい	メニューにより多岐にわたる	国県上乗	当該国県補助事業の事業主体となる者	国県+10(30)%以内	施設300万円 機械100万円	国県助成発展支援事業	()は認定新規就農者
	2	農業用機械施設を導入したい	特に定めなし	市単	経営面積5ha又は3年以内に達成者 又は 農業者 2 戸共同利用 (多様な担い手)	2/10以内 (2.5/10以内)	200万円 (250万円)	農業用機械設備導入事業	()は優良モデル農業経営体、申請は年1回/人で1機種1台又は1棟、本体価格が50万円以上であること
	3	農業用パイプハウスを導入したい						農業用パイプハウス導入事業	
	4	園芸用機械・器具 (10万円/1件以上) を導入したい	野菜・果樹等	市単	・品目生産出荷団体 ・新規園芸取組農家	1/2以内	50万円	園芸・果樹用機械設備導入事業	出荷販売用作物が対象
	5	農業用軽トラック (新規雇用者用) を導入したい	特に定めなし	市単	UIJターン者を正規雇用する法人等	2/3以内	50万円	農業用業務車両等導入事業	雇用主の法人等がUIJターン者雇用補助金受給者
	6	スマート農業機器 (自動操舵機器、ドローン、ラジコン草刈機、環境制御等) を導入したい	特に定めなし	市単	大規模法人、作業受託組織体 (他に要件有)	2/3 (1/2) 以内	600万円	スマート農業機器導入事業	ドローンは補助率1/2 事業主体に年齢要件等有
	7	賃借水田の支払い地代の補助を受けたい	賃借田 (賃料4,500円又は15kg以上/10a)	市単	賃借含み5ha又は賃借2.5ha、3年以上等	1,500円/10a (2,000円/10a)	—	受託地代助成事業	市再生協の独自支援に全加入していること。()内は魚沼市優良モデル経営体
	8	遠距離受託水田の掛り増し経費の助成を受けたい	賃借田 (主要作業所から7km以上)	市単	賃借含み5ha又は賃借2.5ha、3年以上等	1,000円/10a	—	遠距離通作水田受託支援事業	市再生協の独自支援に全加入していること
	9	狭小地受託水田の掛り増し経費の助成を受けたい	賃借田 (1 筆 7 a以下)	市単	賃借含み5ha又は賃借2.5ha、3年以上等	1,000円/10a	—	狭小水田受託支援事業	市再生協の独自支援に全加入していること
	10	地権者等に稲作中間管理作業を再委託する経費の助成を受けたい	水稻中間管理作業 (再委託)	市単	賃借含み5ha又は賃借2.5ha、3年以上等	1/3以内	1契約 3 万円以内 (最大5件)	水稻中間管理再委託支援事業	市再生協の独自支援に全加入していること
	11	中間作業等を担い手から受託する活動、草刈機導入助成を受けたい	水稻中間管理作業等受託	市単	地域で合意された担い手応援組織	定額、草刈機 1/3-2/5	活動10万円 機械12-100万円	担い手支援・地域総応援団設立活動支援事業	草刈機 自走式2/5 12万円 着脱式1/3 100万円

区分	N O	利用目的	対象作物等	補助区分	対象者	補助率	補助上限額	市の事業名	摘 要
営農継続支援	12	外国人技能実習生受け入れ(渡航費用等)の支援を受けたい	特に定めなし	市単	外国人技能実習生を雇用した農業者等	2/3以内	15万円	外国人農業人材受入支援事業	実習生1名につき1回限り、1農業者5名まで
	13	スマート農業関連のソフト活動、操縦資格講習等の支援を受けたい	特に定めなし	市単	・20ha以上の農業法人 ・3者以上の団体(50歳未満が2/3占める)	2/3以内	200万円	スマート農業技術導入事業	・農業法人は農地所有適格化法人で50歳未満2人以上 ・団体はサービス事業体
	14	自社製品の開発や展示会等での販路開拓、PR経費の支援を受けたい	市内の農産物等が原料	市単	農林水産業者、団体 農産物の加工業者等	5/10以内	①50万円②15万円③25万円	ブランド創出・販路拡大支援事業	①新商品開発②販路開拓③産地PR(個別商品不可)
	15	農業経営に必要な資金の融資に対し利子補給を受けたい	特に定めなし	市単	認定農業者、認定新規就農者	融資利率	年利 2 %	農業継続支援利子補給事業	
	16	県単災害資金(農林水産業振興資金8号)の利子補給を受けたい	特に定めなし	県制度	被災農業者	貸付利率は発動の都度設定	貸付限度額もその都度設定	農林水産業振興資金利子補給事業	災害資金として8号(特認)が発動される
	17	小規模・簡易な基盤整備で10a以上の区画に広げたい	特に定めなし	市単	基盤整備実施者	1/3又は1/2以内	10a当たり9・15・18万円	小規模農地基盤整備事業	申請者要件及び整備後面積要件あり
	18	5割減々以上の栽培と併せ温暖化防止や生物多様性保全等の取組に支援を受けたい	全国共通取組に作目等が設定	国制度	実践農業者、団体	定額(取組ごと)	—	環境保全型農業直接支払交付金	有機農業に新たに取り組む農業者の指導等を行う団体に取組拡大加算有
	19	法人の経営発展のための研修・視察等の実施に支援を受けたい	特に定めなし	市単	市内に活動拠点を置く農業法人	5/10以内	10万円	研修の場設置・参加支援事業	1法人年1回限り
新規就農支援	20	農地所有適格法人設立経費の支援を受けたい	特に定めなし	市単	法人化を志向する農業者又は3戸以上の組織等	5/10以内	30万円又は50万円	組織化・会社化支援事業	研修、定款認証及び登記、司法書士等の代行費用
	21	就農直後に経営確立に必要な資金の支援を得たい	特に定めなし	国制度	50歳未満の認定新規就農者(細部要件有)	定額	150万円/人/年 交付期間3年間	農業次世代人材投資資金	経営開始資金(夫婦の場合は1.5倍)所得制限あり
	22	就農後の経営発展に必要な助成を受けたい。	特に定めなし	国制度	独立・自営就農時50歳未満の農業者等(細部要件有)	3/4	750万円又は375万円	経営発展支援事業	経営発展支援(夫婦の場合は1.5倍)目標達成要件有
	23	経営開始時に営農(資材等)・研修・住宅経費の支援を受けたい	特に定めなし	市単	50歳未満 人材投資金受給者又は30aの耕作他	①定額②1/2以内③10/10(上限有)	①30万円②15万円③月額2万円、5万円	新規就農者支援事業	①営農支援 ②技術習得は農家子弟も可 ③家賃2万円は公営、5万円は空家民間
	24	他産業を退職し新たに農業を始める際に支援を受けたい	特に定めなし	市単	退職3年以内に農業に従事する50～65歳の者	定額	20万円	定年帰農者等支援事業	就農に必要な又は準備に必要な経費(農業者1回限り)
	25	Uターン者の正規雇用の経費の支援を受けたい	特に定めなし	市単	新たにUターン者を雇用した農業法人	3万円/月/人(3年間)	—	Uターン新規雇用支援事業	1法人1回限り(補助対象となる雇用継続期間)
農村集落機能維持支援	26	新規参入者が必要な資金(種苗、肥料、資材等)を無利子で借りたい	特に定めなし	県制度	認定新規就農者で経営開始後3年以内の者	無利子	貸付限度額 360万円	新規参入者経営安定資金利子補給金	
	27	農道水路の維持補修、景観形成、長寿命化等の地域活動に支援が欲しい	特に定めなし	国制度	活動組織、広域活動組織	定額(地目ごと単価)	長寿命化は一部交付上限額あり	多面的機能支払交付金	原則として長寿命化の工事1件あたり費用は200万円未満
	28	条件不利地の農地を維持するための協定締結・実践取組に支援が欲しい	特に定めなし	国制度	協定に従い5年以上継続耕作を行う農業者等	定額(地目ごと単価)	—	中山間地域等直接支払交付金	
	29	水稻耕作条件が不利な山間地等で高付加価値作物の試作販売に支援が欲しい	高付加価値(高収益)等作物	市単	山間地等集落の3戸以上団体、地域農地受託者、市長が特に認める者	2/3以内	100万円 継続して2年間まで	高付加価値作物等生産・販売支援事業	研修・検討経費、試作経費、生産・出荷体制整備経費を対象(平地は園芸に限る。)
	30	【市鳥獣被害防止対策協議会を通じた実施隊の報酬、捕獲経費】	特に定めなし	国制度	魚沼市鳥獣被害防止対策協議会	定額	—	鳥獣被害防止対策事業	
	31	狩猟免許取得経費の支援を受けたい	特に定めなし	県制度	新たに第1種銃猟免許、所持許可証を受けた者	定額	54,000円/人	有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業	有害鳥獣被害防止活動に率先して従事することを誓約できる者
	32	鳥獣被害防止対策資材(電気柵等)の整備に支援がほしい	特に定めなし	市単	①自治会又は農家組合 ②農業者等	3/4以内 ただし②の電気柵は1/2以内	電気柵50万円、その他10万円	獣害対策電機柵等整備事業	電気柵整備は受益者3戸以上かつ適切に管理。実施後5年間は再申請不可
	33	農道・市道、用排水路・流雪溝等の整備に原材料の支給を受けたい	特に定めなし	市単	受益者で構成する団体又は自治会	現物支給	—	原材料支給事業	・道路:砕石・山砂・生コン他・水路:U字溝・BF・側溝蓋等
	34	農地保全や誘客のため遊休農地に景観作物を植栽する際の支援が欲しい	菜の花、れんげ、ひまわり、他	市単	事業が適切に実施できる市内の団体	定額	2万円/10a	景観作物植栽事業	

お問い合わせ先

魚沼市役所産業経済部 農政課

☎793-7647 fax793-1016

Email : nousei@city.uonuma.lg.jp